

総 監 第 88 号
平成 29 年 12 月 6 日

請求人

〇〇〇 〇〇 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 小 西 利 一

総社市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 29 年 10 月 11 日付けで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された総社市職員措置請求書について、次のとおり監査したので同条第 4 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の受理

1 請求人

総社市〇〇〇 〇〇〇〇番地〇
〇〇〇 〇〇

2 請求書の提出日

請求書 平成 29 年 10 月 11 日
補正書 平成 29 年 10 月 30 日

3 請求の内容

(1) 請求の内容（原文）

請求人が提出した総社市職員措置請求書（補正後の請求書。以下同様。）の内容は、次のとおりである。

総社市職員措置請求書

総社市農業委員会による農用地の認可に係る不正事務及び、申請者（〇〇〇）による農用地の不正行為

所在地、総社市西阿曾 1 4 5 0 - 1 及び 1 4 5 0 - 2 の合計 2, 1 8 9 m²
第 1 種農地、農業振興地域

I] 請求の趣旨

1、請求の対象職員

総社市長 片岡聡一

2、違反又は不正な財務会計行為

平成 2 4 年（ワ）第 1 3 5 1 号国家賠償請求事件による、損害賠償金及び訴訟費用に伴う財務会計上行為。

3、その行為の違法及び不当な理由及び根拠。

1 不当な財務会計行為

申請者の違法行為により、隣接農用地に排水障害が起こる。

農業委員会が法令に基づいて許可処分をしていれば防げたにもかかわらず、違法な許可処分をしたため国賠訴訟に至り損害賠償金及び訴訟費用が公金より支出された。

〇〇〇前農業委員会事務局長及び〇〇〇前農業委員会会長に対して、総社市長片岡聡一は財務会計上の求償権の行使を怠っている。

2 違法な、農業委員会の怠る事実

1) 農地法第 3 条 2 項 1 及び 6 に違反しているにもかかわらず農地取得を次々と認めている。自ら耕作しなければ次の農地は取得できない。

申請者は西阿曾 1 4 5 0 - 1、1 4 5 0 - 2 及び 1 4 4 7 - 1 について、全く耕作はしていない、従って農地取得資格のない者である。

2) 農地法施行規則第 3 3 条 4 項に違反しているにもかかわらず違法な許可処分をしている。

申請者は住民票を総社市宿に置いており、事業所も同地である。

総社市宿は平成 1 7 年合併により総社市に編入されている。

周辺に居住しておらず、転用出来る地域に居住していない者である。

3) 農地法第 5 条 2 項の 4（排水障害）に違反しているにもかかわらず違法な許可処分をしている、国賠訴訟にて過失は確定している。

4) 農地法第 5 1 条 1 項の 4「偽りその他不正な手段」により同法第 5 条第 1 項の許可申請した者にも関わらず、その事実を認識しながら、違法な

許可処分をしている。

申請者による当該農地の宅地造成工事に於いて申請者は申請すらせず無許可で宅地造成工事をし完了させた。

土地改良届の工事ではない。

造成完了後露天資材置場の確保が急務との理由で農地転用申請(造成工事を求める)をする。

更に造成完了後直ちに転売行為をする、その事実を〇〇前事務局長に再三報告している。

申請者は法を無視して農地を利用し不当な利益を求める虚偽申請をしている者であり犯罪行為である。

その事実を認識しているにも関わらず法令を熟知している立場にありながら意図的に許可処分をしている法治国家として許されざる行為であり、重大な怠る事実であり重大な過失でもある。

総社市農業委員会は自ら法秩序を破り、優良農地の保全を破り環境破壊に加担している。

地域農業関係者に不信感を与え社会的正義と公平性を損なっている、近隣他市及び上級官庁(岡山県及び中四国農政局)も本事案に注目している。

法に基づいて設置された総社市農業委員会は行政機関としての呈をなしていないと言わざるを得ない。

なお、申請者は虚偽の申請をしており、その事実を認識しながら不正な許可処分をしている行為は重大な怠る事実であるため、出訴期間の制限はなく時効は解除される。

2、総社市に生じた損害。

損害賠償金額：1, 496, 363円(裁決日平成28年11月21日)

訴訟費用：420, 000円(裁決日平成28年10月17日)

合計：1, 916, 363円

上記金額が公金より支出された。

違法な許可処分をしたため、不当な公金の支出となった。

3、請求の内容。

- 1 訴訟に伴う損害賠償金及び訴訟費用の補填を求める請求。
- 2 農地転用許可処分の取消しを求める請求。
- 3 優良農地の保全、地域の環境保全及び社会的公益性の為、原状回復の措置を講ずる請求。

II] 請求者

住所 総社市〇〇〇 〇〇〇〇-〇

職業 ○○
氏名 ○○○○○

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

平成29年10月11日

総社市監査委員 殿

以上

(2) 事実証明書

- ・位置図
- ・広島高等裁判所判決書（写し）
- ・時系列一覧表
- ・平成24年第3回総社市農業委員会総会議事録（写し）
- ・農地転用に関する相談等について（中国四国農政局農村計画
部からの事務連絡文書（写し））
- ・農地法第5条の規定による許可申請書及び許可書（写し）
- ・支出命令書（写し）

4 請求の要件審査

総社市職員措置請求書について、要件審査したところ、住民監査請求の対象となる請求内容が含まれていることから、平成29年10月31日付けで、監査の実施を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

総社市職員措置請求書5、請求の内容①「訴訟に伴う損害賠償金及び訴訟費用の補填を求める請求。」は、岡山地方裁判所平成24年（ワ）第1351号国家賠償請求事件を原審とする広島高等裁判所岡山支部平成27年（ネ）第106号国家賠償請求控訴事件の判決が確定したことにより、その損害賠償金及び訴訟費用（請求人の事実証明書によれば意見書

作成委託料及び弁護士委託料と認められる)を市が公金から支出したことに関して、市が違法とされた許可処分に関わった当時の職員に対して、求償権の行使をしていないことが、財産の管理を違法または不当に怠る事実に該当するか否かという事項である。そして、措置請求の内容は、本件怠る事実について責任を有する者に対し、損害の補填を求めるものであるので、財務会計上の行為と認められる。よって監査対象事項とする。

(2) 監査の対象外

法第242条第1項に定める財務会計上の行為とは、「公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られる」とされている(最高裁平成2年4月12日判決)。

総社市職員措置請求書5、請求内容の一部である、②「農地転用許可処分の取消しを求める請求。」及び③「優良農地の保全、地域の環境保全及び社会的公益性の為、原状回復の措置を講ずる請求。」については、対象が財務会計上の行為にあたらないことから、住民監査請求の対象でない。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務部総務課、産業部農林課及び農業員会事務局である。

3 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年11月15日に請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人の陳述は、総社市職員措置請求書の要旨を補足する陳述書に基づくものであり、新たな証拠の提出はなかった。

なお、この中で、最高裁が上告を棄却した際、片岡聡一総社市長の「今後の農地転用の在り方について、農林水産大臣に対し、協議の場を求めていきたい」とのコメントのその後について、発言があった。

4 関係職員からの事情聴取

(1) 実施

平成29年11月15日に総務課長、農林課長及び農業委員会事務局長に出席を求め、次のとおり、請求人が主張していること等について事情聴取を行なった。

(2) 内容

ア 住民監査請求に対する意見

訴訟に伴う損害賠償金及び訴訟費用の補填を求める請求は、住民監査請求ができるものと理解するが、当該職員の行為には、故意又は重過失は無いと考えており、また、岡山大学大学院環境生命科学研究科（以下「岡山大学」という。）の意見書（陳述により存在が明らかになったため、監査資料として提出を依頼した。）では、コンクリート製擁壁と排水障害との間には因果関係がないとのことであったので、そのように考え、職員に対する求償権は発生しないものと考えている。

イ 請求人への賠償金

平成28年11月11日付けの上告棄却決定を受けて、同年11月17日に請求人の代理人弁護士と遅延損害金等の協議をしたのち、同年11月25日に指定された口座へ賠償金1,496,363円を支払った。

ウ 求償権の行使の必要が無いとした考え方

・当該職員は平成23年11月30日に請求人とともに現地で本件農地北側に素掘りの排水路が作られ造成地の下に排水管が埋められていたことを確認し、それ以後、排水に関する主張は無かったことから、排水問題は解決されたと判断をしたこと、

・審査にあたり、従来の考え方にならい、請求者の農地からは東側の農業用水路へ排水するのが適切で、浸透による自然排水は営農条件に含まれていないと判断し重視しなかった考え方は、地裁判決では是認され、高裁では否定されているように裁判所でも判断が分かれるような内容であること、

・仮に造成工事の周辺農地の排水への影響を検討するにしても、実際の程度の影響があるかの調査は専門的な調査が必要となり、これは農地法の許可事務では一般的に行なっていないこと、

・上告のため岡山大学からいただいた専門的な立場の意見の内容は、擁壁設置による地盤浸透による排水量の減少は、排水不良の原因とするのは不合理であると結論付け、高裁判決で認められた因果関係は認められないものと証明していること、

以上により求償権の行使は必要ないと判断した。

エ 岡山大学の意見書の作成目的

最高裁への上告にあたり、コンクリート製擁壁が排水に影響を及ぼしているかどうかを確認するためである。

オ 求償権の行使をしないとした判断の過程

求償しないという判断は、最高裁の決定があった後、副市長等の協議の結果を市長に報告し、最終的に市長の判断で、口頭により決定した。文書による決裁ではない。

カ 求償問題があった場合における市の判断基準、判断組織

職員が自動車事故を起こした場合に求償するかどうかという場合においては、自動車事故等審査会があるが、それ以外の個別の損害賠償案件については、損害賠償が確定した時点でその案件ごとに、故意又は重過失にあたるのかという部分をそれぞれの判決内容を加味しながら判断している。内規とか判断する組織はない。

キ 農業委員会会長及び事務局長の職務権限

農業委員会会長は、農業委員会等に関する法律第5条の規定により農業委員会の会務を総理し、委員会を代表することになっている。また、総社市農業委員会会長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により、農地法第3条の3第1項、第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の受理又は不受理の決定をすることになっているが、本件の申請許可については、農業委員会会長の職務権限ではなく、農業委員会総会に諮って許可、不許可を審査し、最終的には多数決で決定することになる。事務局長は、申請書等の提出があった場合に書類の不備があるかどうかの確認、議案の作成、農地転用の手続などの相談がある。

ク 農地転用を認めることになった理由

第1種農地の転用は、原則として許可することができないが、本件は、例外的に許可できるものとして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えた。この当時、「周辺」の範囲を総社市全域と捉えていたので、該当すると判断している。

また、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合、または、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じるおそれがあると認められる場合は許可することができないとされており、特に本件裁判で争われた周辺農地に係る営農条件の支障について、コンクリート製擁壁と排水障害については因果関係がないと判断したことによる。また、平成23年11月30日に現地で、素掘りの水路が作られていることを請求人にも確認いただき、了承を得たということで、それを踏まえて、平成24年2月10日の農業委員会総会にて審議され、29日の農地転用許可に至っている。

なお、請求人から了承を得たとしたことについては、平成23年1

2月5日に会合を持った記録（陳述により、会合記録の存在が明らかになったため、監査資料として提出を依頼した。）が残っている。

ケ 農振除外と農地転用の関連

農業振興地域の促進に関する法律と農地法との関係性はあるが、それぞれ審査する内容は異なっている。たとえ農振除外がされたとしても、農地法に基づき審査し許可できない場合がある。実務としては、農振除外の審査過程において、農業委員会に農地転用の可能性についての意見が求められる。

申請人からすれば、農振除外の決定があった場合には、農地転用許可がされるものと思っている方が多い。

当時の農業委員会や委員会職員の考え方の実情についてはわからないが、本件の農振除外の許可の際も農振の担当部局から農業委員会に対して農地転用の許可の見込みについての照会があり、許可することに問題はないと回答している。

また、現実的には農振除外が解除になって農地転用が許可されないということは、私（農業委員会事務局長）の知る限りない。

コ 最高裁の上告棄却

控訴審の判決では排水障害とコンクリート製擁壁に関係があるという判断が下されたことにより、岡山大学の先生に意見を求め、排水障害とコンクリート製擁壁との間に因果関係はないという意見を頂いたことから上告した。

しかし、事実認定については、控訴審までに終えるのが通例とこのように、最高裁判所は上告を棄却した。当時は、営農条件の排水について、地下浸透までが含まれるという認識が無かった。15市の状況を調べても、ほとんどの市からそこまでの調査はしていないという回答であった（陳述により、15市への調査が明らかになったため、監査資料として提出を依頼した。）。もし、岡山大学の意見書を控訴審までに出せていたら、裁判の結果は違ったものになっていたと思う。

5 関係人からの事情聴取

平成29年11月15日に元農業委員会会長及び元農業委員会事務局長に出席を求め事情聴取を行なったが、証言は、関係職員からの事情聴取にあった陳述の範囲内で、新たな事実は認められなかった。

なお、農地法に基づく許可の際の許可基準等を定める必要性の陳述があった。

第3 監査の結果

総社市職員措置請求書について、監査委員は、合議により、次のとおり決定した。

総社市職員措置請求書は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 本件請求事件の概要

ア 本件請求事件の裁判経過

総社市農業委員会が、違法に農地法第5条第1項による農地転用のための権利取得の許可をしたことにより、本件各農地に擁壁が設置され、原告所有農地に排水障害が生じ、排水確保のための工事を余儀なくされたと主張する原告が、国賠法第1条第1項の規定に基づき、平成24年11月20日、岡山地方裁判所倉敷支部に対し、市を被告として、損害賠償金121万5900円の支払を求める訴えを提起した。

これを受理した岡山地方裁判所倉敷支部は、平成24年（ワ）第1351号国家賠償請求事件として係属するに至り、平成27年3月25日に判決を言い渡し、原告の請求を棄却した。

原告は、平成27年4月6日に、言い渡された判決は全部不服として控訴を提起した。

これを受理した広島高等裁判所岡山支部は、平成27年（ネ）第106号国家賠償請求控訴事件（原審・岡山地方裁判所平成24年（ワ）第1351号）として係属するに至り、平成28年6月30日に判決を言い渡した。判決は、被控訴人（被告（市））は、控訴人（原告）に対し、120万9650円及びこれに対する平成24年2月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えというものであった。

被控訴人は、平成28年7月12日に、言い渡された判決は全部不服として上告および上告受理の申立てをした。

最高裁判所は、平成28年11月11日本件上告を棄却し、本件を上告審として受理しない決定をした。これにより判決が確定した。

イ 本件請求事件における農地法第5条第2項第4号該当性の判断に関わる国賠法上の違法性及び総社市農業委員会の過失の有無

（原告の主張）

総社市農業委員会は、本件処分をするに際し、農地法第5条第2

項第4号該当性の判断を誤らないようにすべき職務上の法的義務を原告に対して負っていたにもかかわらず、この義務に違反して本件処分をした。

すなわち、本件各農地及び原告所有農地を含む一団の農地は、北東から南西にかけて緩やかな下りに傾斜した地形になっており、原告所有農地では、同地形を利用して、南側に隣接する本件各農地への地中からの浸透による自然排水を行なってきたから、本件各農地につき本件賃借権設定の許可がされ、本件各農地と原告所有農地との境に擁壁が設置された場合には、上記自然排水をすることができなくなり、原告所有農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあることは明らかであったにもかかわらず、総社市農業委員会は、これらの事情を看過し、農地法第5条第2項第4号の場合に該当しないとの誤った判断をして、本件処分をした。

したがって、本件処分は、国賠法第1条第1項の適用上違法の評価を受け、また、総社市農業委員会に過失も認められる。

(被告の主張)

原告所有農地の東側には農業用用水路が設置されており、原告所有農地では、同用水路を用いて排水すべきであって、南側に隣接する本件各農地への自然排水は本来予定されていない。原告が、宅地を造成したために、用水路へ排水できなくなったにすぎない。また本件会社は、素掘りの排水路を設置し、排水障害を生じないようにしていた。これらからすれば、本件各農地を露天資材置場にするにより、原告所有農地に営農条件に支障を生ずるおそれがあるとは認められないから、本件処分は違法ではなく、また総社市農業委員会に過失もない。

ウ 本件請求事件における原告の損害と因果関係の有無

(原告の主張)

違法な本件処分により、本件各農地と原告所有農地との境に擁壁が設置され、これにより、原告所有農地から本件各農地への自然排水ができなくなる排水障害が生じた結果、原告所有農地で作物を栽培することが困難となった。上記排水障害を解消し、原告所有農地で作物の栽培をするためには、原告所有農地に盛土をしてかさ上げをするなどの排水確保のための工事をする必要があり、同工事に要する費用は121万5900円となる。

(被告の主張)

仮に、原告所有農地に排水障害が生じているとしても、それは原

告所有農地の東側部分に宅地を造成したため、原告所有農地の東側に隣接する農業用用水路への排水ができなくなったことが主な原因であって、本件処分を受けて行われた本件各農地と原告所有農地との境の擁壁の設置が原因ではないから、原告の主張する損害と本件処分との間には相当因果関係が認められない。

(2) 最高裁の上告棄却により確定した本件請求事件に対する高裁の判決内容

ア 判決内容

本件請求事件に対する広島高裁の判決は、原判決を変更し、被控訴人である市は、控訴人に対し、120万9650円及びこれに対する平成24年2月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えというものであり、裁判所の判断及びその理由は次のとおりである。

イ 高裁の判断

本件処分は、コンクリート製擁壁等によって、浸透による自然排水が損なわれる状況にあったにもかかわらず、この点を看過してされたものであるから、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないことを求める農地法第5条第2項第4号に反し、国賠法第1条第1項の適用上違法の評価を受けるべきであり、本件処分をした総社市農業委員会に過失も認められるから、被控訴人は、本件処分によって控訴人が受けた損害について国賠法第1条第1項に基づく損害賠償義務を負う旨判断したというものである。

(3) 本件請求事件に対する判決に関する市の対応

高等裁判所が平成28年6月30日に判決を言い渡した後、最高裁に上告するにあたり、岡山大学にコンクリート製擁壁が排水に影響を及ぼしているかどうかの調査を依頼し、その調査結果を受けて上告の手続を行ったが、最高裁は平成28年11月11日付けで本件を上告審として受理しないことを決定した。これにより、市は賠償金を支払い、職員に対する求償については、市長の判断により行使しないことを決定した。

(4) 市における判決に基づく損害賠償金及び訴訟費用（弁護士費用等）の支払と財務会計処理

平成28年11月11日に上告棄却決定を受けて、同年11月17日に請求人の代理人弁護士と遅延損害金等の協議をしたのち、同年11月

25日に指定された口座へ賠償金1,496,363円が支払われた。

請求人が措置を求める訴訟費用は、「上告の提起及び上告受理の申し立てに関する訴訟弁護士委託料」と「上告申し立てに伴う意見書作成業務委託料」であり、弁護士委託料は、平成28年7月11日に支出負担行為を行い、同年11月17日の支出命令により、同年12月1日に270,000円が支払われた。判決確定に伴う財務会計措置である。

意見書作成業務委託料は、平成28年8月22日に2人の作成者に対してそれぞれ支出負担行為を行い、同年10月17日の支出命令により、同年11月2日に100,000円、50,000円がそれぞれに支払われた。上告のための意見書の作成に伴う財務会計措置である。

(5) 市の職員に対する求償権に関する規定とその運用

国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、違法に他人に損害を加え、国又は公共団体がこれを賠償した場合の公務員に対する求償権については、国賠法第1条第2項で、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されているが、市では、国賠法に基づく求償権を審査する委員会等は、自動車事故等審査会について規定した自動車事故等処理規程はあるが、それ以外の事項を審査する委員会等に関する規程を制定しておらず、裁判事例に応じて個別に判決内容から求償権を行使すべきか否かを検討している。

(6) 市の職員に対する求償権行使の要否に関する市の判断

職員が、排水に関する問題は解決したと判断をしていたこと、浸透による自然排水が営農条件に含まれるか否かは、裁判所でも判断が分かれたこと、専門的な調査が必要となる排水への影響調査は、農地法の許可事務では一般的に行なわれていないこと、及び岡山大学が擁壁設置と排水不良には因果関係がないと証明したこと、の以上から求償権の行使は必要ないと判断した。

2 監査委員の判断

(1) 市の職員に対する求償権行使の可否について

請求人は、本件請求事件に係る損害賠償金の支出は、市職員が過失により違法な行政処分を行なったと認定されたことに基づくものであり、原因の行政処分を行なった公務員に対し国賠法第1条第2項に規定する求償権の行使をすべきであり、これを行使していないことは財産の管理

を違法または不当に怠っていることになると主張しているので、求償権行使の可否について検討する。

国賠法第1条第2項は、公共団体が公務員の違法な職務上の行為により損害賠償金を支出した場合、当該公務員に故意または重大な過失があったときは、その公務員に対して求償権を有すると規定している。ここで国賠法が公務員の故意または重大な過失があったときに限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失があるにとどまる場合にまで求償権を行使し得るようにするよりも、公務員にその職務を十分に果たさせる方が合理的であるという理由によるものと解されている。

係る観点から、本件における市職員の行為が国賠法で規定する求償権を行使できる故意または重大な過失に該当するか否かについて検討するに、監査により認められた事実で明らかにしたとおり、本件判決は、原告の請求が国賠法第1条第1項に基づき、市自体の責任を問うものであったため、同項に規定する担当公務員の違法性ならびに故意または過失の有無と損害の程度の認定についてのみ判断すれば足り、過失の程度についてまで判断することを要しないことから、農業委員会に過失があることを認定しているが、市職員の過失の程度については、判断されていない。

そこで、普通の過失と重大な過失の区分について考察するに、一般的に、過失とは、通常要求される程度の注意をもって検討すれば、違法なものであることを認識し得たにもかかわらず、これを怠った場合と解され、重大な過失とは、「通常、人に要求される程度の相当な注意をしないで、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当」とされている（最高裁昭和32年7月9日判決）。

この解釈に則して本件における市職員の行為がこのいずれに該当するかについて評価していく。

裁判所の認定事実では、請求人は平成23年11月30日に、現地を視察した局長（元局長）らとともに、水路が掘られていることを確認している。また、同年12月5日には、同委員会事務局を訪問して、応じた局長（元局長）に対し、コンクリート製擁壁の設置によって畑部分の排水が悪化する旨を伝えたとあるが、これに関しては、同日、請求人及び請求人の所属している市民組織の方々と話し合いを持っている記録で見ると、請求人側は、将来における畑が囲まれた場合の行政としての

指導について発言しており、市側は、排水の件は以前、改善してもらったと請求人から聞いている旨を発言し、それに対する請求人からの反論の言葉は記録されていない。

以上の事実から、局長（元局長）の認識として、排水問題は解決していると考えていたと推察できるので、平成24年1月に本件申請を正式に受理した時点において、排水不良の原因を調査しなかったことには、無理からぬものが認められる。

なお、関係職員からの事情聴取によれば、造成工事による周辺農地の排水への影響については専門的な調査が必要となり、農地法の許可事務では一般的に行なっていないとのことであり、実際、15市の状況調査では、ほとんどの市が浸透による自然排水までは調査していないという結果であったことから、当時は、一般的に営農条件の排水について、地下浸透までが含まれるという認識は無かったものと考えられる。

また、コンクリート製擁壁と排水不良問題との因果関係についてであるが、平成28年6月30日の高裁の判決後において、岡山大学が作成した意見書では、擁壁設置前の畦畔浸透量は、地盤浸透量に対し0.049%に過ぎず、擁壁設置による地盤浸透量の減少が排水不良の原因とするのは不合理としている。また、排水不良の主因は、地表排水経路を欠いたことと周辺水田の地下水位が高いことによるものとしている。したがって、本件工事と請求者の被害の間にはほとんど因果関係がないと結論している。

次に、農業委員会の本件処分に当たっての審査は、請求者の農地からは東側の農業用水路に排水するのが適切で、浸透による自然排水は営農条件に含まれていないと判断しこれを重視しなかったことになるが、この考え方は、一審判決では是認され、高裁では否定されている。このことは、裁判所で判断が分かれるような内容であることからして、当該公務員が判断を誤ったとしても、重大な過失があったとは言えないと考えるべきである。

以上のとおり、市職員に重大な過失があったとは認められないことから、市が国賠法第1条第2項に規定する職員に対する求償権の行使はできないものと判断する。

(2) 訴訟費用（弁護士費用等）

請求人指摘の弁護士委託料は、本件訴訟の高裁における判決に伴うもので、判決を不服として、被控訴人（被告（市））が最高裁判所に対して上告するための経費で、市が被告として提訴されているものであり、

職務執行に関しての正当性について主張しようとするのは裁判制度のうえで当然の行為とも考えられる。また、意見書作成委託料も、上告理由の正当性について主張を行うための資料作成のためと考えられる。いずれも違法性、不当性は認められず、市の敗訴をもって、市が公金から支出した市に生じた損害であると一概に認定することはできないものと考ええる。財務会計上の行為も総社市財務規則や関係規程に基づき適正なものとして認められる。

したがって、市の本件損害賠償金及び訴訟費用（弁護士費用等）の支出につき、市が職員に対して求償権の行使をしていないことは、相当と認められ、財産の管理を違法または不当に怠っていることにはならないことから請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上により、総社市職員措置請求書5、請求の内容①については、上記2の理由から棄却し、補填の措置は求めないこととする。また、②及び③については財務会計上の行為ではないので却下することとする。

4 監査委員の意見

本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回の監査を通じ、法199条第10項の規定に基づき、総社市長に対して次のとおり要望する。

市において、損害賠償金の支払が生じた場合には、関係職員に対する過失の有無及び求償権の行使について、基準、運用方針を定めることとともにその適用にあたっては、起案・決裁の文書の形式で関係職員に対する過失の有無及び求償権の行使についての判断を示されたい。

また、今後、本件請求のような案件を防止するため、農地法に基づいて許可する際の基準、運用方針を定められたい。